

令和 2 年度財務省政策評価（案）の概要

1. 財務省の「政策の目標」の体系図（令和 2 年度版） 1
2. 令和元年度及び令和 2 年度における目標ごとの評価結果 2
3. 令和元年度及び令和 2 年度における評価ごとの集計結果 5
4. 令和 2 年度の評価が前年度の評価より低くなった総合目標及び政策目標の評価理由及び
政策への反映 6
5. 令和 2 年度の評価が前年度の評価より高くなった政策目標の評価理由 11
- （参考）令和 2 年度における財務省のデジタル化への取組 12

財務省の「政策の目標」の体系図（令和2年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

財政 (総合目標1)

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。[C]

税制 (総合目標2)

財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。[A]

財務管理 (総合目標3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。[A]

通貨・金融システム (総合目標4)

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。[A]

世界経済 (総合目標5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。[A]

財政・経済運営(総合目標6)

総合目標1から5の目標を追求しつつ、相次ぐ自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。[B]

政策の基本目標(総合目標)

各政策分野の目標(政策目標)

健全な財政の確保 (政策目標1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進[B]
- 1-2 必要な歳入の確保[B]
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保[A]
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示[S]
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行[B]
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営[S]

適正かつ公平な課税の実現 (政策目標2)

- 2-1 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実[S]
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理 (政策目標3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制[S]
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実[S]
- 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実[S]
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理[S]

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 (政策目標4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止[S]
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理[S]

貿易の秩序維持と健全な発展 (政策目標5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等[S]
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進[S]
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上[A]

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 (政策目標6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保[S]
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進[S]
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進[S]

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保[A]
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営[S]
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理[S]
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保[S]
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保[S]

2. 令和元年度及び令和2年度における目標ごとの評価結果

【総合目標】		評 定	
		令和元年度	令和2年度
1 (財政)	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	A	C
2 (税制)	財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。	A	A
3 (財務管理)	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。	A	A
4 (通貨・金融システム)	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	A	A
5 (世界経済)	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	A	A
6 (財政・経済運営)	総合目標1から5の目標を追求しつつ、相次ぐ自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	A	B

評定は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

【政策目標】		評 定	
		令和元年度	令和2年度
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	A	B
1-2	必要な歳入の確保	A	B
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	A	A
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S	S
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	A	B
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S	S
2-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	S	S
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	S	S
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S	S
3-3	庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	S	S
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	S	S
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S	S
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S	S
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	S	S

5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	A	A
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	A	S
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	A	A
8-1	地震再保険事業の健全な運営	S	S
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S	S
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S	S

評定は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

3. 令和元年度及び令和2年度における評価ごとの集計結果

各府省共通の 評価区分		総合目標		政策目標		合 計	
		元年度	2 年度	元年度	2 年度	元年度	2 年度
S +	目標超過達成	0	0	0	0	0	0
S	目標達成	0	0	17	18	17	18
A	相当程度進展あり	6	4	7	3	13	7
B	進展が大きくない	0	1	0	3	0	4
C	目標に向かっていない	0	1	0	0	0	1
合 計		6	6	24	24	30	30

4. 令和2年度の評定が前年度の評定より低くなった総合目標の評定理由及び政策への反映

総合目標	評定		評定の理由等	評価結果の反映
	元年度	2年度		
<p>総合目標1 我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。</p>	A 相当程度 進展あり	C 目標に 向かって いない	<p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、3度の補正予算を編成し、これまでにない規模で対策を行ってきました。結果として、公債発行額は合計113兆円となり、令和3年度末の普通国債残高は990兆円に上ると見込まれるなど、我が国の財政状況は大変厳しい状況にあります。</p> <p>令和3年度予算については、毎年薬価改定の実現等の様々な改革努力を積み重ねることにより、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（以下、「骨太の方針2018」といいます。）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるなど、歳出改革の取組を継続したところです。また、後期高齢者の窓口負担の見直しなど、全世代型社会保障改革を推進するとともに、団塊の世代が後期高齢者となる令和4年度を見据え、「新経済・財政再生計画 改革工程表2020」等に基づき改革を着実に実行し、社会保障制度の基盤強化を進めました。</p> <p>以上のとおり、令和3年度予算については、「骨太の方針2018」で定めた歳出改革の取組を継続し、「目安」を達成するなど、財政健全化に向けた取組を着実に進めるとともに、全世代型社会保障改革を推進し、社会保障制度の基盤強化を進めましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、我が国の財政状況は大幅に悪化しました。これを踏まえたテーマ「総1-1：2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」の評定が「C 目標に向かっている」とあるため、本総合目標の評定は、「C 目標に向かっている」としましたが、新型コロナウイルス感染症は事前に予期することが困難なやむを得ない事情であり、それへの対応については万全を期す必要があったことに留意する必要があります。</p>	<p>内閣府の「中長期試算（令和3年1月）」によれば、中長期で見れば、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、経済が成長軌道に戻っていけば、新型コロナウイルス感染症対応の政策的経費の支出がなくなるとともに、税収等も新型コロナウイルス感染症が確認される以前の状況に戻っていく姿が示されています。こうした点のほか、評価結果も踏まえて、引き続き以下の取組を実施します。</p> <p>我が国の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととしています。</p>

4. 令和2年度の評定が前年度の評定より低くなった総合目標の評定理由及び政策への反映

総合目標	評定		評定の理由等	評価結果の反映
	元年度	2年度		
<p>総合目標6 総合目標1から5の目標を追求しつつ、相次ぐ自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。</p>	A 相当程度 進展あり	B 進展が 大きく ない	<p>財務省として、関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や「成長戦略実行計画」等に沿って適切な財政・経済の運営を行ってきました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が国民生活・経済社会に大きな影響を与える中で、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を策定し、これらを踏まえて、令和2年度第1次補正予算、第2次補正予算及び第3次補正予算を迅速かつ適切に執行するとともに、令和3年度予算を編成しました。あわせて、総合経済対策等を通じて、自然災害からの復旧・復興の加速や、防災・減災、国土強靱化の推進にも取り組みました。</p> <p>また、財政健全化については、令和3年度予算についても、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で定めた歳出改革の取組を継続し、「目安」を達成するなど、財政健全化に向けた取組を着実に進めましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、我が国の財政状況は大幅に悪化しました。</p> <p>以上の状況を総合的に勘案し、テーマ「総6-1：経済政策「アベノミクス」を推進することで、経済の好循環をより確かなものとし、持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」の評定が「b 進展が大きくない」であるため、当該総合目標の評定は「B 進展が大きくない」としました。</p>	<p>関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や「成長戦略実行計画」等に沿って適切な財政・経済の運営を行っていきます。</p> <p>また、令和2年度の累次の補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組みます。</p>

4. 令和2年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映

政策目標	評定		評定の理由等	評価結果の反映
	元年度	2年度		
政策目標1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	A 相当程度 進展あり	B 進展が 大きく ない	<p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、3度の補正予算を編成するなどの対応を講じてきたところです。</p> <p>令和3年度予算については、これらの補正予算等とあわせ、感染拡大防止に万全を期すとともに、デジタル社会・グリーン社会の実現や、全世代型社会保障の構築など、中長期的な課題に的確に対応する一方で、「経済財政運営と改革の基本方針2018」における「新経済・財政再生計画」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるなど、歳出改革の取組を継続し、「目安」を達成するものとしています。また、例えば、インフラ老朽化対策に係る自治体向けの補助金・交付金について、施設の集約・撤去など費用の縮減に向けた具体的方針の提示を要件化するなど、効率化・合理化を実現し、予算の質的改善を推進しています。</p> <p>このように、新型コロナウイルス感染症への対応のために必要な予算措置を行ってきたものの、財政に大きな負担をかける結果になっており、今後とも徹底した歳出改革に取り組む必要があることから、重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組については、「進展が大きい」と考えられます。</p> <p>以上のとおり、施策「政1-1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組」の評定が「b 進展が大きい」であることから、当該政策目標の評定は、「B 進展が大きい」としました。</p>	<p>重点的な予算配分を通じ財政の効率化・質的改善を図るとともに予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用に努めます。</p> <p>また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等の運用に必要な経費の確保に努めます。</p>

4. 令和2年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映

政策目標	評定		評定の理由等	評価結果の反映
	元年度	2年度		
政策目標1-2 必要な歳入の確保	A 相当程度 進展あり	B 進展が 大きく ない	<p>令和3年度予算編成において、税金については、政府経済見通しや、直近の課税実績、企業収益の見通しなど、予算編成時に利用可能なデータや経済指標等を最大限活用して適切に見積りを行いました。また、できる限りの税外収入の確保にも努めました。さらに、税金の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示し、引き続き国民への説明責任を果たすことに努めました。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のなか、令和3年度予算編成等において必要な歳入の確保について大きく進展したとは言い難い状況です。</p> <p>施策「政1-2-1：必要な歳入の確保等」の評定が「b 進展が大きい」であるため、当該政策目標の評定は、「B 進展が大きい」としました。</p>	<p>今後も、新型コロナウイルス感染症の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税金及び税外収入の確保に努めるとともに、税金の見積り等に関する説明責任の向上に努めていきます。</p>

4. 令和2年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映

政策目標	評定		評定の理由等	評価結果の反映
	元年度	2年度		
政策目標1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	A 相当程度 進展あり	B 進展が 大きく ない	<p>「令和3年度地方財政計画」において、総務省との調整の結果、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2018」に沿って適切に事務を遂行しています。</p> <p>一方で、令和2年度補正予算等において新型コロナウイルス感染症への対応のため新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設・増額等の措置を行ったことにより、財政に大きな負担をかける結果になっています。</p> <p>施策「政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革」の評定が「b 進展が大きくない」であるため、当該政策目標の評定は、「B 進展が大きくない」としました。</p>	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や、地方交付税の制度改革等の諸課題について総務省と調整を行っていきます。

5. 令和2年度の評定が前年度の評定より高くなった政策目標の評定理由

政策目標	評定		評定の理由等
	元年度	2年度	
政策目標6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	A 相当程度 進展あり	S 目標 達成	<p>測定指標「政6-1-2-A-1：IMFによるサーベイランスの実施状況（経済の健全性の調査の実施回数）」について、令和元年度においては、多国間サーベイランスの実施回数は目標値を達成しましたが、二国間サーベイランスは目標値を下回りました。</p> <p>令和2年度においては、二国間サーベイランスの実施回数は目標値「120」を、多国間サーベイランスの実施回数は目標値「19」をともに達成しました。</p> <p>この結果、外国為替市場の安定、G20プロセスへの貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、資金洗浄・テロ資金供与対策等に積極的に取り組み、具体的な実績・成果があり、全ての施策について評定が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、「S 目標達成」としました。</p>

(参考) 令和2年度における財務省のデジタル化の取組 (評価書にまとめて記載)

目標	テーマ・施策	取組の内容
財 政		
政策目標1-1	施策1-1-1	令和3年度予算については、感染拡大防止に万全を期すとともに、デジタル社会・グリーン社会の実現や、全世代型社会保障の構築など、中長期的な課題に的確に対応しました。
政策目標1-1	施策1-1-2	財政に関するパンフレットについて、電子書籍など多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施するとともに、多数の大学や地方公共団体等に出向き、また、オンラインによる説明も実施することで、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました。
税 制		
総合目標2 政策目標2	総2-1 施策2-1-1	令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けることとしました。このほか、納税環境のデジタル化を推進するため、電子帳簿等保存制度の見直しを行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和3年3月26日に成立しました。
政策目標2-1	施策2-1-1	令和2年度税制改正の内容について、パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNSを通じた情報提供、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等を通じて各制度の周知徹底を図り、活用を促しました。
	施策2-1-2	税制に関するパンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNSを通じた情報発信、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施しました。

国 債		
政策目標 3-1	施策 3-1-3	海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、様々なネットワークやチャンネルを通じた海外 I R を実施しました。具体的には、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、オンラインを活用した海外投資家への個別訪問を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました。
	施策 3-1-4	国債関係の懇談会等は、昨年度に引き続き各会合を開催（オンライン開催等を含む）しました。
国 有 財 産		
政策目標 3-3	施策 3-3-1	「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、ポストコロナに向けた経済構造への転換・好循環の実現の観点から、①民間事業者による 5 G 基地局整備を後押しするため、国有財産のリストの公表や財務局等に相談窓口の設置を行うと共に、②民間事業者によるサテライトオフィスの設置場所として庁舎等を提供するため、事業者の要望のあった庁舎における公募を開始しました。
通 貨		
総合目標 4	総 4-2	通貨制度を所管する一環として、CBDC（中央銀行デジタル通貨）について、実証実験に向けた準備を進めていた日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。
貿 易		
政策目標 5-2	施策 5-2-2	<p>関税技術協力については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和 2 年度はオンラインにより、アジア・アフリカ地域を中心に、37 件の研修及びセミナーを実施しました。</p> <p>A S E M においては、新型コロナウイルス感染症によって物理的な人の移動が制限される中、共同活動国（インド、オランダ、ポーランド等）と共にオンラインにて活動を継続しており、アジア・欧州間の税関協力の中心的な役割を果たしました。</p> <p>貿易に係るビジネス環境整備の一環として、E P A に基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。</p>

税 関 手 続

政策目標 5-3	施策 5-3-3	税関関係書類における押印等の原則廃止やNACCS未対応であった税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図るとともに、入国旅客の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に配備・運用するなど、利用者の利便性向上に努めました。
	施策 5-3-5	令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、Web形式による講演会の実施を試みる等、柔軟な対応に努めました。

国 際 政 策

政策目標 6-1	施策 6-1-5	投資家の利便性向上のため、外為法関連の届出等に関して、令和2年10月押印・署名を廃止するとともに同年12月からオンラインにより事前届出を提出できるよう対応しました。
政策目標 6-2	施策 6-2-4	税関では、通関制度・税関手続きの簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構）等と連携して、オンラインにより技術支援を実施しました。 財務総合政策研究所では、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、オンライン形式で、開発途上国が抱える政策課題等に関するセミナーを提供しました。その際、講義内容の一部を変更する等の工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました。また、海外の研究機関と、オンラインを活用したワークショップを開催し、経済・財政政策等の分野での相互理解を深めました。

た ば こ 事 業

政策目標11-1	施策11-1-1	成人識別自販機については、現行の方式に加え、マイナンバーカードの普及状況を踏まえた業界団体等による同カードを活用した方式の開発・導入を検討しました。
----------	----------	--